

平成
31年度

市町村交通災害共済

会員
募集

交通災害共済とは

皆さんが会費を出し合って会員となり、交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

※事故の相手方の損害を補償するもの（自転車保険など）ではありません



共済期間

2019年(平成31年)4月1日から

2020年3月31日

※2019年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から
2020年3月31日まで

共済見舞金(裏面参照)

- 死 亡 = 120万円
- 傷 害 = 2万円~22万円
- 身体障害 = 80万円
(1級又は2級)



加入申込み

- 加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお住まいの市役所・町村役場又は最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)にお申込み下さい。
- 申込用紙は、市役所・町村役場で配布しています。
- 申込時期・申込方法については、お住まいの地域によって異なる場合がありますので、市役所・町村役場へご確認ください。

対象となる交通事故

共済期間中に日本国内で発生した下記の事故

- 道路上で起きた自動車、バイク、自転車などの交通に伴う接触、衝突、転落、転覆等の事故
- 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれた事故
- 踏切道における電車等との接触、衝突事故

見舞金が支払われないもの

- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 会員の無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 不正に見舞金の請求をした場合
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等の事故
- 幼児用乗用具(玩遊具)による自損事故
- バス等の乗降における事故
- 歩行中の転倒事故
- 上記のほか交通事故以外の事故

加入できる方

1 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村の住民基本台帳に記載されている方ならどなたでも加入できます

市〔本庄市、鴻巣市、深谷市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、熊谷市、朝霞市、加須市、白岡市〕

町〔伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町〕

2 ①の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方



お問い合わせはお住まいの市役所・町村役場(担当窓口)へ

共済見舞金額

災害区分及び災害程度に応じた見舞金が支払われます。

(請求できるのは実際に治療を受けた日(治療実日数)が3日以上からです。)

災害区分		災害程度		金額
1	死亡	死亡		120万円
2	傷害1 (交通事故証明書が得られる場合)	入院 1日につき 2,000円 通院 1日につき 1,000円 往診	●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします	2万円~22万円
3	傷害2 (交通事故証明書が得られない場合)	入院 通院 1日につき 1,000円 往診	●単価に日数を掛けた金額 合計額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円を超えるときは6万円を限度とします	2万円~6万円

備考 ①同じ日に2つ以上の医療機関等で治療を受けた場合は、1日として計算します。

②精神的疾患又は治癒後の治療は対象となりません。

③交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。

身体障害見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に80万円が支払われます。

請求期間 交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内

見舞金請求手続き

見舞金の請求は、ご加入いただいた市役所・町村役場で手続きをして下さい。

共済見舞金を請求できる期間は、交通事故にあった日の翌日から起算して「2年以内」です。

治療継続中でも2年を経過した場合は請求できません。

見舞金請求に必要な書類

見舞金請求には、印鑑と下記書類の原本が必要です。事故状況によっては、代用できる書類がありますので、書類を揃える前に、**市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。**

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類 (書類の費用は自己負担になります。)	傷害1	傷害2	死亡	身体障害
① 会員証	○	○	○	○
② 交通事故証明書	○		○	
◆取得方法は、警察署等にある申請用紙でゆうちょ銀行・郵便局へ申し込むと、自動車安全運転センターから後日郵送されます。				
③ 交通事故自認書 (交通事故証明書が得られない場合)		○		
④ 診断書 (様式第11号)・・・所定の様式	○	○	△	
◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書(施術証明書)でも可能です。(必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。)				
⑤ 同乗者証明書 (交通事故証明書に同乗者の記載がない場合)	△			
⑥ 見舞金振込先口座の通帳 (口座番号・名義が確認できるもの)	○	○	○	○
◆ゆうちょ銀行の場合は他金融機関からの振込用の口座番号が記載されている通帳				
⑦ 戸籍謄本及び死亡診断書 (死体検案書)			○	
⑧ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑨ 住民票 (加入時と住所が異なる場合)	△	△	△	△
⑩ 委任状 (代理人が請求手続きをする場合)	△	△	△	△
◆代理人の範囲は、ご家族に限ります。振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は親権者が手続きをする場合は、必要ありません。				

※②・④の書類は、写しに原本証明(原本保有の保険会社で証明)されたものでも可能です。

※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にあります。



診断書料付加給付について

平成30年度会員から共済見舞金請求に必要な組合所定の診断書の原本を提出したときは、診断書1通あたり5千円(その他の様式は3千円)が見舞金に加算されます。
(傷害1及び傷害2のみ対象)



平成29年度決算報告	
収入	
会費(加入者 189,894人)	164,451,000円
預金利子等	123,664円
前年度繰越金	217,650,595円
計	382,225,259円
支出	
見舞金(1,549件)	89,668,000円
加入促進経費等	46,756,483円
次年度繰越	245,800,776円
計	382,225,259円

このリーフレットを共済会員証と一緒に保管してください。

運営:埼玉県市町村総合事務組合
さいたま市浦和区仲町3-5-1 ☎ 048-824-1174